

生駒市設計業務等成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、生駒市が発注する建設工事に係る設計業務等(以下「業務」という。)に係る成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、生駒市設計業務等検査要領(平成23年7月1日施行)第8条第1項各号に定める検査職員の検査対象業務について行う。ただし、随意契約を行った業務を除く。

(評定者)

第3条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、業務を担当する課長(以下「担当課長」という。)、生駒市設計業務等検査要領(平成23年7月1日施行)第2条に定める調査職員及び検査職員とする。

(評定の内容及び方法)

第4条 評定の内容及び方法は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 土木設計業務：別に定める生駒市設計業務等成績評定運用ガイドライン(土木編)に基づき、契約案件ごとに評定を行う。
 - (2) 建築設計業務：別に定める生駒市設計業務等成績評定運用ガイドライン(建築編)に基づき、契約案件ごとに評定を行う。
- 2 評定の内容等が前項各号に掲げるガイドラインに適さない業務については、別にその取扱いについて定めることができる。

(評定の時期)

第5条 担当課長、調査職員は業務が完了したときに、検査職員は検査を実施したときに評定を行う。

(評定結果の記録)

第6条 評定者は、評定の結果を設計業務等成績評定表(土木設計業務は様式第1—(1)号、建築設計業務は様式第1—(2)号、以下「評定表」という。)に記録する。

(評定結果の報告)

第7条 検査職員は、遅滞なく市長に評定表をもって評定結果を報告する。

(評定結果の通知)

第8条 市長は前条の規定による評定結果の報告があったときは、遅滞なく、その結果を当該業務の受注者に設計業務等成績評定結果通知書(様式第2号)により通知する。

(評定の修正)

第9条 市長は、前条の規定による通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認めるときは、修正しなければならない。

2 市長は、前項の規定による修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該業務の受注者に設計業務等成績評定結果再通知書(様式第2号)により再通知する。

(説明請求等)

第10条 前2条の規定による通知を受けた者は、通知日の翌日から起算し7日以内に、市長に対して書面により評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、評定者から意見を聞き、設計業務等成績評定に係る回答書(様式第3号)により速やかに回答する。

(評定結果の公表等)

第11条 市長は、評定結果(業務評定点)を閲覧に供するとともにホームページ上で公表する。

2 前項の閲覧及び公表する期間は、公表を行った日の属する年度の翌年度末までとする。

附 則

1 この要領は、平成24年6月1日から施行する。

2 この要領の規定は、一般競争入札にあっては公告日、指名競争入札にあっては指名通知日が平成24年6月1日以降の業務に適用する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

設計業務等成績評定表(土木設計業務)

年 月 日

委託業務の名称									
業務委託料		当初：			最終：				
履行期間		当初：			～		最終：		～
完了年月日									
完了検査年月日									
受注者名									
管理技術者氏名									
照査技術者氏名									
担当技術者氏名①									
担当技術者氏名②									
担当課名									
担当課長氏名									
調査職員氏名									
検査職員氏名									
評価項目		調査職員 評定点	担当課長 評定点	検査員評 定点	業務評定点 (注1)	技術者評定点(注1)			
						管理技術者	担当技術者	照査技術者	
専門技術力	提案力、改善力								
	業務執行技術力								
	施工時への配慮	概略設計 予備設計							
		詳細設計							
	コスト把握能力								
管理技術力	工程管理能力								
	品質管理能力								
	迅速性、弾力性、調整能力								
コミュニケーション力	説明力、協調性 プレゼンテーション力								
組織姿勢	責任感、積極性、倫理観								
成果品の品質									
①小計(注2)									
②業務執行に係る過失に伴う減点									
③事故等による減点									
④瑕疵修補又は損害賠償による減点									
⑤その他									
総合評定点=①+②+③+④+⑤									

(注1) 各評価項目の評定点は、少数第二位を四捨五入して表示している。

(注2) ①小計は、少数第一位を四捨五入し整数とする。

設計業務等成績評定表（建築設計業務）

年 月 日

委託業務の名称			
業務委託料	当初：		最終：
履行期間	当初：	～	最終：
完了年月日			
完了検査年月日			
受注者名			
管理技術者氏名			
担当技術者氏名	建築：	構造：	：
	電気：	機械：	：
担当課名			
担当課長氏名			
調査職員氏名			
検査職員氏名			
業務評定点（総合点）			
業務評定点（総合点） ①-③ [①-③-④] () []			
評定点（総合点）の内訳			
① 業務評定点（総合点：減点無し） () []			
② 基礎点 () []			
③ 業務履行中に生じた事由による減点 () []			
④ 業務完了後に生じた事由による減点 []			
管理技術者評定点			
管理技術者評定点 () []			
評定点（総合点：減点無し）の分野別内訳			
建築意匠	() []	電気設備	() []
建築構造	() []	電気設備積算	() []
建築積算	() []	機械設備	() []
		機械設備積算	() []

※ [] 内は修正後

様式第 2 号 (第 8 条、第 9 条関係)

第 号
年 月 日

(契約の相手方)

商号又は名称

代表者氏名 様

○ ○ ○ ○

設計業務等成績評定結果(再)通知書

貴社が受注した業務について、生駒市設計業務等成績評定要領に基づき評定を行いましたので、その結果を下記のとおり通知します。

なお、評定結果に疑義があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 7 日以内に、生駒市に対して書面により説明を求めることができます。回答は書面で行います。

記

1. 委託業務の名称

2. 完了検査年月日

3. 評定(修正評定)結果

(1) 業務評定 点

(2) 技術者評定(※イ・ウの評定は土木設計業務の場合のみに行ないます。)

ア 管理技術者名 【評定 点】

イ 照査技術者名 【評定 点】

ウ 担当技術者名 【評定 点】

4. 説明を求める書面の提出先

〒(郵便番号) 住 所

(設計業務等成績評定・担当部所名)

TEL (電話番号)(内線番号)

様式第 3 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

（契約の相手方）

商号又は名称

代表者氏名 様

○ ○ ○ ○

設計業務等成績評定に係る回答書

下記の通り回答します。

記

1. 委託業務の名称
2. 設計業務等成績評定の説明